

## 受講者募集

## 働き方改革セミナー

主催 岡山県社会保険労務士会 岡山県働き方改革推進支援センター

共催 新見商工会議所

## ～ついにスタート「働き方改革一括法」～

## 改正労働基準法・安衛法等への実務対応

時間外労働の絶対的上限規制、同一労働同一賃金の2大テーマを中心とした働き方改革法（働き方改革を推進するための関係法律を整備する法律）が国会で成立しました。

時間外労働の絶対的上限規制を定めた改正労基法が2019年4月（中小企業は2020年4月）同一労働同一賃金を定めた改正パート・有期雇用法が2020年4月（中小企業は2021年4月）に施行される等、その対応は待ったなしです。

従来の働き方を一変させることになるであろうこの法律の施行は、企業には大変な労力がかかることでしょう。企業は法律を正しく理解し、早めに対応する必要があります。

本セミナーでは複雑な働き方改革法の全貌をわかりやすくお伝えするとともに、新36協定への対応、就業規則見直しのポイント、生産性向上の具体的方法等の他、働き方改革で使える「助成金」もご案内します。

是非ご参加下さい。

### ◇開催要項

- ◆日時 平成31年2月4日（月）
- ◆会場 新見商工会議所  
新見市高尾2475-7  
TEL 0867-72-2139
- ◆時間 午後2時00分～午後4時00分
- ◆受講料 無料
- ◆定員 定員になり次第締め切ります。
- ◆問い合わせ 新見商工会議所 指導課  
TEL 0867-72-2139

### 講師 社会保険労務士 笹井茂樹

平成3年、津山市で開業。  
就業規則作成、社員研修等を中心に活動している。  
制度の趣旨や時代背景から説き起こす「納得させる」語り口が好評で、セミナー後のアンケートの「わかりやすさ度」は90%を超える。



## セミナー申込書

誠に恐縮ですが、準備の都合上、出席のご連絡は1月25日までお願い致します。

新見商工会議所 行 FAX 0867-72-0347

会社名		所在地	
TEL		FAX	
お名前		お名前	

※本申し込みに記載いただいた個人情報は、本セミナー開催においてのみ利用し適正に管理します。